佐賀県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成25年2月27日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第1号

佐賀県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 佐賀県政務調査費の交付に関する条例(平成13年佐賀県条例第29号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

一人の数に通りるがたの数正的方は、「你の時方である。							
改正前							
佐賀県 <u>政務調査費</u> の交付に関する条例							
(趣旨)							
第1条	この条例は、	地方自治法	(昭和 22	年法律第	67 号)	第 1	100

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第100条第14項及び第15項</u>の規定に基づき、佐賀県議会(以下「議会」という。)の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派(所属議員が一人の場合を含む。以下<u>同じ</u>。)に対し、<u>政務調査費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務調査費の交付対象)

第2条 政務調査費は、議会の会派に対し交付する。

(交付額等)

第3条 政務調査費の額は、月額30万円に当該会派の所属議員の数 を乗じて得た額とする。

 $2\sim4$ 略

(会派の届出)

佐賀県<u>政務活動費</u>の交付に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第100条第14項から第16項まで</u>の規定に基づき、佐賀県議会(以下「議会」という。)の議員の調査研究<u>その他の活動</u>に資するため必要な経費の一部として、議会における会派(所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。)に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

改正後

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

- 第2条 政務活動費は、会派が実施する調査研究、研修、広聴広報、 要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意 思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図 るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に 対して交付する。
- 2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てること ができるものとする。

(政務活動費の交付対象)

第3条 政務活動費は、会派に対し交付する。

(交付額等)

第4条 政務活動費の額は、一の会派につき月額30万円に当該会派 の所属議員の数を乗じて得た額とする。

 $2\sim4$ 略

(会派の届出)

改正前

第4条 議員が会派を結成し、<u>政務調査費</u>の交付を受けようとすると きは、代表者及び<u>政務調査費経理責任者</u>を定め、その代表者は会派 結成届を議長に提出しなければならない。

2 • 3 略

(会派等の通知)

第5条 略

(政務調査費の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による通知に係る会派について、<u>政務調査費</u>の交付の決定を行い、会派の代表者に通知しなければならない。

(政務調査費の請求及び交付)

- 第7条 会派の代表者は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日までに、当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求するものとする。ただし、1四半期の中途において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。
- 2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに<u>政務調査費</u>を交付 するものとする。
- 3 1四半期の中途において、新たに会派が結成されたときは、会派 結成届が提出された日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合 は当月)分以降の政務調査費を当該会派に対し、交付する。
- 4 1四半期の中途において、会派の所属議員数に異動が生じた場合、当該会派に既に交付した<u>政務調査費</u>については、その異動が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分から調整する。
- 5 1四半期の中途において、会派が消滅したときは、当該会派の代表者は、当該消滅した日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならな

改正後

第5条 議員が会派を結成し、<u>政務活動費</u>の交付を受けようとするときは、代表者及び<u>政務活動費経理責任者</u>を定め、その代表者は会派結成届を議長に提出しなければならない。

2·3 略

(会派等の通知)

第6条 略

(政務活動費の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による通知に係る会派について、<u>政務活動費</u>の交付の決定を行い、会派の代表者に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

- 第8条 会派の代表者は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日までに、当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、1四半期の中途において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。
- 2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに<u>政務活動費</u>を交付 するものとする。
- 3 1四半期の中途において、新たに会派が結成されたときは、会派 結成届が提出された日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合 は当月)分以降の政務活動費を当該会派に対し、交付する。
- 4 1 四半期の中途において、会派の所属議員数に異動が生じた場合、当該会派に既に交付した<u>政務活動費</u>については、その異動が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分から調整する。
- 5 1四半期の中途において、会派が消滅したときは、当該会派の代表者は、当該消滅した日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならな

改正前	改正後
٧١°	い。
(政務調査費の使途)	
第8条 会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなけ	
<u>ればならない。</u>	
(収支報告書)	(収支報告書)
第9条 会派の代表者は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書	第9条 会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書
(以下「収支報告書」という。)を、別記様式により年度終了日の 翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。	(以下「収支報告書」という。)を、別記様式により年度終了日の 翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
$2\sim4$ 略	$2\sim4$ 略
(議長の調査)	2 4 MD
第10条 議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、前条の規定	
により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うもの	
<u>とする。</u>	
(政務調査費の返還)	(<u>政務活動費</u> の返還)
第11条 知事は、会派がその年度において交付を受けた政務調査費	第10条 知事は、会派がその年度において交付を受けた政務活動費
の総額から、当該会派がその年度において行った政務調査費による	の総額から、当該会派がその年度において行った政務活動費による
支出(<u>第8条に規定する使途基準</u> に従って行った支出をいう。)の 総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務	支出(<u>第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範</u> 囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、
調査費の返還を命ずることができる。	当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることがで
	<u>= ************************************</u>
(収支報告書の保存及び閲覧)	(収支報告書の保存及び閲覧)
<u>第12条</u> 略	<u>第11条</u> 略
	(透明性の確保)
	第12条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、
	政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保
(委任)	<u>に努めるものとする。</u> (委任)
(安仁)	(安江)

	,		
改正前			改正後
要な事項は、議長の定めるところによる。 附 則			別に定めるもののほか、 <u>政務活動費</u> の交付に関し必 長の定めるところによる。 <u>)</u> 政務活動に要する経費
		経費	<u>内容</u>
		調査研究費	会派(所属議員を含む。以下同じ。)が行う佐 賀県の事務、地方行財政等に関する調査研究 (視察を含む。)及び調査委託に要する経費
		研修費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、 講演会等への所属議員及び会派の雇用する 職員の参加に要する経費
		広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活 動に要する経費
		要請陳情等 活動費	会派が行う要請陳情、住民相談等の活動に要 する経費
		会議費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
		資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するため に要する経費

改正前	改正後		
	資料購入費 会派が行う活動のために必要な図書、資料等の 購入、利用等に要する経費		
	事務所費 会派が行う活動のために必要な事務所の設置 及び管理に要する経費		
	事務費 会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経 費		
	人件費 会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費		
様式 (第9条関係)	様式 (第9条関係)		
年 月 日	年 月 日		
佐賀県議会議長様	佐賀県議会議長様		
会派名 代表者名 印	会派名 代表者名		
○○年度 <u>政務調査費</u> に係る収支報告について	○○年度 <u>政務活動費</u> に係る収支報告について		
佐賀県 <u>政務調査費</u> の交付に関する条例第9条第1項(第2項)に基づき、別紙のとおり〇〇年度 <u>政務調査費収支報告書</u> を提出します。	佐賀県 <u>政務活動費</u> の交付に関する条例第9条第1項(第2項)に基づき、別紙のとおり〇〇年度 <u>政務活動費収支報告書</u> を提出します。		

改正前	ή	改正後
○○年度 <u>政務調査</u> 1 収 入	<u> </u>	○○年度 <u>政務活動費収支報告書</u> 会派名 1 収 入
<u>政務調査費</u>	<u>"-</u>	<u>政務活動費</u> 円
2 支 出	(単位:円)	2 支 出 (単位:円)
項目 支出	額 備考	<u>経費</u> <u>支出額</u> <u>備考</u>
調査研究費		調査研究費
研修費		研修費
<u>会議費</u>		<u>広聴広報費</u>
資料作成費		要請陳情等活動費
資料購入費		会議費
広報費		資料作成費
事務所費		資料購入費
事務費		事務所費
人件費		事務費
合計		人件費
		合計
3 残 余		
<u> </u>		3 残 余
注) 備考欄には、主たる使途	を記載する。	<u></u>
		注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐賀県政務活動費の交付に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付される政務活動費について適用し、施行日前にこの条例による改正前の佐賀県政務調査費の交付に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第4条の規定により提出されている会派の届出は、施行日において、新条例第5条の規定により提出された会派の届出とみなす。